

## 1 本校に設置されている部活動

運動部 軟式野球・サッカー・ソフトテニス・男子卓球

バスケットボール・女子バレーボール・バドミントン・陸上競技

文化部 サイエンス・囲碁将棋・書道・箏曲・メディアアート・茶道・ビジネス研究・ジャズバンド・

E S D

## 2 目標

- (1) 生徒相互の自主的・自発的な活動を通じて、主体的で対話的な深い学びができる資質と姿勢を育む。
- (2) それぞれの活動に関する技能及び知・徳・体のバランスの取れた健全な心身の発達を促すとともに、スポーツや文化に親しむ態度を育む。
- (3) 部活動の充実が、学校の活性化・地域の活性化に役立つようにする。
- (4) 生徒及び指導者の活動と休息のバランスを考え、持続可能な活動とする。

## 3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

### (1) 休養日（年間52日間の授業も部活動もない完全休養日確保を目指す。）

【原則】土日のどちらかを含む、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。

ただし、週末に大会や行事参加等で休養日を設定できない場合は別の日に振り替える。

### (2) 活動時間（競技等の特性により、1時間程度加算されることがある。）

平日：2時間程度までとする。 休業日：3時間程度までとする。

※1）定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。ただし、考査後の平日7日間の内に公式戦が開催される場合は、考査1週間前であっても試合終了までの期間に1日1時間程度の活動を認める。

※2）休養日及び活動時間が原則を超える場合は、活動許可申請書を提出する。

※3）最終下校時刻の19時00分を厳守する。（休業日は18時00分）

### (3) 大会・行事や催し物参加、県外遠征等

・大会や行事・催し物に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、生徒派遣届（大会・行事参加許可申請書）を提出する。ただし主催者が高体連・高野連及び高文連・全商協会以外の主催者の場合は、審議し許可を出す。

## 3 その他

### (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

・年度初めに顧問会議を実施し、本活動方針や、体罰・ハラスメント等の根絶について研修会を行う。

・教頭もしくは生徒課長を体罰・ハラスメントに関する相談窓口とし、相談体制を確立する。

### (2) 部費の取り扱いについて

・部費等の取り扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適正に管理する。

・決算報告については、校長に提出するとともに各保護者にも報告する。

### (3) その他

・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止することもある。

・顧問は活動日誌等を活用し、活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。

・定期的に部長会、部集会等を開催し、目標の共有化を図り、活動の活性化につなげる。